

戦犯刑死者の生と死

—決死の世代と遺書（下）—

森 岡 清 美

- 一、はじめに
- 二、経歴と階級、没年と死没地
- 三、死刑宣告にたいする認識・態度
- 四、刑死の意味づけ
- 五、生と死を支えたもの
- 六、死生観と念願
- 七、むすび

一、はじめに

私は先に、決死を死の蓋然性の高さと時間的な近さとによって一類に分かち、その一つ、死が必至である状況が現に生じてゐるか、近い将来に生じることが確実である場合を、さらに二種に分け、この状況に自発的に入る（志願）場合と、他律的強制的に入れられる場合を区別した。前者の好例は特攻隊員の場合であり、後者の適例は戦犯刑死者の場合である。成城大学『民俗学研究所紀要』第十三集（上、一九八九年）、第十四集（中、一九九〇年）に連載した拙稿「決死の世代と遺書」のうち、（中）ではまず特攻隊員について立ち入った分析を試みた。その（下）に相当する本稿では、戦犯刑死者に焦点を置いて考察する。

分析のための基礎資料は、すでに（上）の冒頭でことわつたとおり、戦犯死没者の遺書を網羅的に収集した『世紀の遺書』（引用では世紀と略称）の復刻版である。これには六四一名の日本人男子たる軍人・軍属等の遺書が収録されているが、そのすべてを分析の対象にするのではなく、一九二一～二三年生まれと判定された刑死者三三名に対象を限ることにより、決死の世代に光を投じることを企図した。しかるに調査の過程で、戦争によつて最も大きな犠牲を出したのは、一九二〇～二二年生まれのコウホールと推定されることが判明した。そこで、決死の世代を上方向に一年拡張して、これを一九

戦犯刑死者の生と死

一〇〇～三四年生まれのコウホートと規定しなおした結果、二〇〇年生まれと判定される戦犯刑死者三一名が追加され、計六四名が該当することとなつた。その、没年別、享年（満）別分布については（上）表2を参照されたい。

さて戦犯者は、戦争犯罪人の略称である。周知のごとく、第二次大戦後、戦勝国である連合国がポツダム宣言に基づいて日本人戦争犯罪人にたいする裁判と処罰を行つた。戦犯者はA・B・Cの三級に分けられる。A級戦犯者は戦争全般にたいする指導的役割について責任を問われた者であり、B級戦犯者は、投降兵の殺害、捕虜の虐待、一般市民の殺傷等通例の戦争犯罪にたいする指揮・命令または防止義務違反の責任を問われた者であり、C級戦犯者はこれら通例の戦争犯罪実行の責任を問われた者である。A級戦犯被告二八名は東京市谷の極東国際軍事法廷で裁かれたのにたいし、BC級戦犯被告は米・英・仏・中（国民政府）・蘭・豪・比の計七カ国により、アジア諸地域約五〇カ所の法廷で裁かれて、五千数百名が有罪を宣告され、うち九三七名が死刑に処せられた。

（上）表2によれば、戦犯死没者のうち享年五五歳を越える者が五〇名を数える。A級戦犯は悉くこれに含まれてゐる。刑死したにせよ、彼らはおおむね最高位の顧官となり、ともかくにも志を遂げ、人生になすところが大いにあつた人たちである。彼らの対極をなすのが、戦犯刑死者のなかでは最も若い層を形成するわれわれの対象であつた。長年戦地にあって死線を越えた果てに、不運にも戦犯者とされ、自己達成の機会をつかむ暇もなく、あたら一〇代の若さで刑場の露と消えなければなら

なかつた。そのような思いもかけぬ早められた死、しかも戦犯者の汚名を着ての死を、彼らはどのように意味づけて納得しようとしたのであるうか。

外地でのB C級戦犯被告の裁判は、しばしば原住民の密告に基づく検挙に出発した。通訳陣は不備で弁護活動は不十分だった。加うるに法廷側の報復的な処罰姿勢によつて、無実の罪で極刑に処せられた例さえ少なくないといわれる。他方、旧日本軍側の国際法の軽視ないしその教育の不徹底、それに命令にたいする絶対的服従の軍律が、不幸にもB C級戦犯者として訴追されるべき事件の発生を容易にしたのである。かくて、身に覚えのない罪名により、もしくは、身に覚えこそあれ当然の任務の遂行であつたにもかかわらず、戦犯者の汚名を着せられて刑場に果てる自らの生と死を、彼らはどのように総括し、かつ意味づけたのであらうか。また、そのような不条理な運命に耐えるうえで、彼らは何に支えを求めえたのであらうか。本稿はこれらの問題群に焦点を合わせ、遺書を手掛かりとする決死の世代の考察に、一応の決着をつけようとするものである。

二、経歴と階級、没年と死没地

基礎資料とする遺書の処理法は、発達心理学者小嶋秀夫の表現を借りるなら、「重ね焼き法」である。小嶋は、「今回の分析対象とした資料の範囲内での子育て論の間には、相違点よりも共通点の方

戦犯刑死者の生と死

表1 経歴別、階級別、出生年（判定）別人数

		総数	1920年生	1921年生	1922年生	1923年生
総 数		64	31	12	13	8
(1)陸士海兵出身将校	少佐	1		1*		
	大尉	8	3	4	1	
	中尉	1				1
小計		10	3	5	1	1
(2)学徒出身将校	大尉	4	2	1		1
	中尉	12	5	2	4	1
	少尉	1	1			
小計		17	8	3	4	2
(3)憲兵下士官・兵	曹長	6	6			
	曹軍	10	7	1	1	1
	長伍	1			1	1
小計		18	13	1	2	2
(4)憲兵以外の下士官・兵	曹長(一曹)	2	1	1		
	軍曹(二曹)	2			1	1
	長伍	7	4		2	1
小計		14	6	2	4	2
(5)嘱託・軍属		5	1	1	2	1

* 憲兵少佐。資料：『世紀の遺書』

1948年	1949年	1950年	1951年	1952年
(3)	(2)			
(3), (4), (2)				
(5)				
(3), (3)				
(3)				
(4)				
(2)	(4)		(4) (1), (1)	
(3)				
	(2)	(1), (2), (4)		(2)
11	3	3	3	1

表象する。

戦犯刑死者の生と死

表2 死没地別、没年別、経歴別人数

受刑者死没地	法廷	人数	1946年	1947年
ビルマ、ラングーン	英	1		①
ペナン島	英	1	(3)	
マライ半島	タイビン ベントン シンガポール	英 英 英	1 1 8	(3) (3) [(2), (2), (4), (4), (5), [(2), (3)]]
タンジュンピナン島	蘭	1		
ジャワ島バタビヤ	蘭	3		
ボルネオ島バンジェルマシン	蘭	1		
セレベス島	マカッサル メナド	蘭 蘭	4 3	(2), (5) (3), (5)
チモール島	蘭	1		
モロタイ島	蘭	1		①
"	豪	2	(1), (2)	
ニューギニア島ホーランディア	蘭	1		
ニューブリテン島ラバウル	豪	5	(2), (3)	①, ②
フィリピン、マニラ	米	5	(4), (1), (1)	②, ②
"	比	1		
交趾支那、サイゴン	仏	4		(3), (3) (3), (4), (4), (2), (2), (4), (1)
中国	廣東 漢口 上海 北京 瀋陽	中 中 米 中 中	7 2 1 2 1	(3) (4) (5), (3) (3) [(4), (4)]
グアム島	米	2		
日本、巣鴨	米	4		
"	英	1		
計		64	19	24

(1)(2)(3)(4)(5)は表1最左欄の経歴を示す記号に対応し、それぞれ1個で1人を
〔 〕は同日刑死を意味する。

がはるかに目立つのである。したがつて、特異な論の存在に注意を払いながら、資料全体を一つのプールとして扱い、そこに認められる共通特徴を取り上げて論じることに大きな不都合はない」とし、「比喩的にいふと、このやり方は一種の重ね焼き法である」⁽¹⁾ という。決死の世代の考察（上）（中）で私が用いたのは、重ね焼き法にほかならなかつた。本稿でもこれを踏襲し、遺書を数多く引用することによつてその効果を実現したい。

ところで、資料全体を一つのプールとして扱つて大きな不都合はない、と判断させるのは、小稿の場合、一九二〇～二三年生まれの戦没者の遺書に限つたことである。（中）では特攻隊員の遺書を中心としたことが、この判断の支えに加わつてゐる。（下）では遺書の記者を戦犯刑死者に限るのであるから、この判断がさらに根拠あるものとなつてゐる。

他方、特攻隊員およびこれに準ずる状況の将兵たちには、課せられた任務の共通性に由来すると思われる共通性が遺書に認められたが、本稿の対象については、戦犯として処刑されるという核心の一点を除いて、例えば、訴追されることになる経歴の差、裁判国や法廷の差などにより、相当の相違があるのではないかと思料されるのである。そこで、念のため対象をいくつかの群れに分けておきたい。そうした群れとして、まず経歴の差に注目したグルーピングが考えられる。表1は経歴別に階級別と生年（判定）別を付して六四名の戦犯死没者を一覧にしたものであつて、このような表は人数すら確定できない特攻隊員については作成しえなかつたところである。

戦犯刑死者の生と死

経歴は軍人と嘱託・軍属に大別され、軍人は将校と下士官・兵に区分される。さらに、将校は陸軍士官学校あるいは海軍兵学校といったエリート職業軍人養成校出身者と、幹部候補生もしくは予備学生上がりの、学徒出身者とに分け、下士官・兵は憲兵とそれ以外とに分けることができる。ただし、軍人について陸軍と海軍の区別をしていない。以上の区分から、①陸士海兵出身将校、②学徒出身将校、③憲兵下士官・兵、④憲兵以外の下士官・兵、⑤嘱託・軍属、以上五つに区分される。この区分は、B C 級戦犯として訴追される危険性の大小、訴追や死刑宣告にたいする態度の差などと、意味あるかかわりをもつのではないかと考えられるのである。

表1の示すところによれば、①は一〇名でだいたい大尉、②は一七名で中尉が多く、③は一八名で軍曹か曹長、④は一四名で伍長が多い。⑤は五名、最も少数である。生年は没年と享年とから判定したものであるが、二一年を別とすれば、生まれが早いほど、したがって徵兵適齢に早く達した單年コウホールトほど、より多くの犠牲者を出している。

裁判国や裁判所によって戦犯取扱いの実務に差異があつたと考えられるのと、六四名が裁かれ刑死した場所の分布を知るためにもあって、表2を用意した。それは、中国各地および東南アジア各地に広く分布し、二三カ所にわたることが判明する。没年はすでに見たごとく四六年から四八年の三カ年に集中する。六四名にかんする限り、巢鴨を除けば、イギリス関係は四六年、中国関係は四七年、オーストラリアおよびアメリカ関係は四六年と四七年、オランダ関係は四七年と四八年に死刑執行が集中

したことが分かる。なお、○印一個が一人を表し、○印のなかの数字は経歴別を示す。二つ以上の○を「」でくくったのは、同日に刑が執行されたケースである。同日に刑が執行された者は文字どおり死のコンボイ⁽²⁾であるから、経歴が同じか近い場合、その遺書は重ね焼き法にとくに適しているということができよう。

三、死刑宣告にたいする認識・態度

戦犯死没者たちは死刑の宣告をどうとらえたのであるうか。これについては、有罪とされた訴因（罪状）をどのように認識したか、およそ裁判の性格をどうみたか、以上二側面に注目しよう。遺された手記にもこの二側面が示されているといふわけでないし、訴因の認めようも手記の宛先によつて異なりえたことであろう。遺書の内容は、これを記した人の意識の表面に、記した時点で現れた観念あるいは整理された観念のうち、文章に表現した部分だけであると、考えねばならない。そこに、重ね焼き法を用いる理由があるのである。まず訴因にたいする認識を、無実の罪、命令によりなした行為、任務の遂行、以上三つに類別し、それぞれ具体的を掲げよう。氏名の下の記号は経歴別を示す。

(1) 無実の罪

南条正夫②——地主の家に生まれた盛岡高等農林学校卒の陸軍中尉、宮城県出身。匪團に属する現地人殺害に関連して、四七年九月マニラにて絞首刑、二七歳。

……起訴七項目何れも比人の殺害にて候。以前小生が警備致居候バゴロド市ボロボロ水源地近辺の事件にして小生駐屯中は治安確立致し警備隊長として名声を博し居候も不運にも該地区は米軍上陸と共に激戦地となり、某部隊により比人が殺害せられ候。勿論之等比人は敵ゲリラ側に通じたる者に有之候。混戦中状況止むを得ざる犠牲者とは推察致候へども、之等比人犠牲者の親族は日本軍隊を怨み居り候。これより先戦時中小生の当時の指揮官らと親交ありし比人は戦後これらの中間より親日比人として指弾される事を懼れたため検事側証人として出廷、小生の行動を以て他部隊の行動と辯護を合せ陳述致し小生を罪人として服刑せん企図の如くに候。誠に残念に堪えざるも詐方なく人間万事塞翁が馬の譬の如く之が小生の運命と断念せざるを得ぬものと推察致候。しかしかかる裁判中にも比人の中にも遙々「バゴロド市のある」ネグロス島より小生の為証人として国際感情を他所に正義の証言をなせる者もある事を御記憶下され度候。……(書簡、世

紀五九三頁)

南条は他部隊による住民殺害のぬれ衣を着せられて、刑場の露と消えた。他部隊の行為にしても、敵ゲリラに通じた住民、つまり住民のスパイ行為は、狭義の戦争犯罪としてこれを処罰できるものであった。犯人の特定に誤りがなかつたか、また死刑に値する犯罪であつたかどうかは、議論の余地があるにしても、である。

鬼頭寛二③——愛知県出身の憲兵上等兵、元会社員。四七年五月広東で刑死、二五歳。

……本事件は、自分が広東より九龍に行く中間樟木頭に勤務せし時、通信隊と警備隊なる独立輪重隊が起せし事件を報復的に押付られし事件で法廷に於いて再三弁論せしが認められず全く遺憾に堪えないが何時かは判る事です。此の世に生を受けてより二十六年間何ら致す事なく此の世を去る事は甚だ残念なり。此れも運命の致す處やむを得ぬ次第なり。……事件を想へば無念の一言で唯湧出づるものは涙のみです。書けば限りない。……（刑死一週間前の兄宛書簡、世紀八七頁）

野上 誠③——広島県出身の憲兵軍曹、元西陣織物業。四八年一月漢口で刑死、二八歳。

……事件に関しては一切関係無く全くの冤罪とは云へ畏くも聖慮を悩したる罪、又親、兄弟、

戦犯刑死者の生と死

先輩、諸兄に迷惑かけし罪、万死を以て謝し汚名を雪がん。……戦場に在りてとくに果つべきものを武運拙く今此處に汚名を着て最後を遂げんとす。万感胸を衝き表し難し。（刑死前の両親始め家族一同宛遺書、世紀七八頁）

岩広一二④——鹿児島県出身の輜重兵伍長、元農業。四七年八月広東で刑死、二七歳。

……此の度のことは今更茲に述べるまでもなく全く事実無根の誣告を採用せる中國側の一方的な裁判の結果であります。思へば万歳の声に送られて故郷をたつてから既に七年になります。幾度か生死の間を彷徨し乍らも祖国をたつ日の感激を胸に必勝を信じて戦ひましたが空しく敗れて……御奉公が仇になり冤罪に刑場の露とならなければならぬ様な皮肉な運命になりました。

……（母宛遺書、世紀八四～五頁）

上野勝四郎④——長崎県出身の陸軍曹長。五一年一月マニラで絞首刑、三一歳。

自分は事件には無関係のものであつて、この処刑を受けることは残念であります。（刑場へ向う車上でネルソン牧師に語った最後の言葉、世紀六一三頁）

(2) 命令によりなした行為

最初の一例は、命令した上官がその責任を逃れたことを非難している。

小野 哲①——陸士卒の陸軍大尉、ニューギニア高射砲隊長、佐賀県出身。四六年七月比島マリキン山麓で絞首刑、二十五歳。

六月一日 ……「俺は正しいことをやつてゐる。命令を忠実勇敢に実行してゐる」、或は「悪いことをやつてゐないから大丈夫だ」として安心した人が戦犯の罠に陥入つてゐるのだ。俺は危ないと思ふ者は凡有手段によつて逃れてゐるのだ。……

六月二十四日 ……私も命令を受けて事件を起した。命令を受けて行つた者が死刑にならんで懲役になつてゐる者が多い。「だのに私が死刑を宣告された」此の原因は、師団長、特に参謀、聯隊長の腰抜けにある。やるせない憤りが湧いては、不甲斐ない上官を持つた不運と諦める。恐らく師団長は生きて帰るだろう。そして厚顔無恥に私の家族等を、聖人顔して見舞に来れば上出来の方で、多分は一瞥もしないだろう。……

六月二十七日 ……お向ひに居る種市大尉(二四歳)「然し考へて見ると馬鹿臭いですなあ」「うーんさうだ。強姦罪で死刑になる唯一人の戦争犯罪者の貴様が、此の中で唯一人の童貞とは

戦犯刑死者の生と死

之如何に」「ウワハ、」浩中将も笑はれる。実際種市大尉は、厳格な聯隊長の下で軍務に熱中して未だに童貞で、色話が出ると珍しさうに黙つて聞いてゐる若者。而も罪状は強姦丈けです。「貴様の良い顔がたよつたんだ。法廷でヒリッピン女の証人にはれられたんだなあ」「どうもさうらしいですなあ。何んとも思つて居なかつたんで黙つて居たら、強姦を押売りされたんですよ」「女難とは此の事か」

此の種市大尉に較べたら、私の方は未だ良い方。事実はあるのですから。然しやはり命に従ふのは良いことゝこそ思へ、決して悪いとは思はずにやつたことで、「絞首台に」ブラ下るとは面白くありません。「とやかくと文句を云へば愚痴ばかり、敗戦罪と諦むるが良し」(浩中将)……(日記、世紀五七一〇四頁)

浩中将とは、朝鮮半島出身の陸軍中将浩思翔のこと。比島俘虜收容本所長であった彼は、小野に遅れること二ヶ月で絞首刑になつた。無寧なのに死刑を宣告された種市大尉の名は戦犯死没者名簿にない。おそらく減刑され、やがて出所できたのであるう。

袴田俊彦^②——大阪大学医学部卒の陸軍軍医大尉、兵庫県出身。マライ半島タイピンで終身刑の判決を受け、五一年の対日平和条約締結の後巣鴨刑務所に移されたが、翌年四月病死、三三歳。

……〔昭和二十一年〕十一月二十七日午後五時裁判長から終身刑の宣告のあつたときはやつと生きることが出来たといふ悦びが胸一ぱいになつた。死刑囚監房にはいることだけは助かつたと本荘、宇都宮「元マライ軍司令部軍医部附、同罪同判決」とも悦び合つた。併し時刻がたつにつけ重刑にされたといふ癪にさわる感じが出て來た。首丈け繫つてゐるから講話条約が成立すれば何とかなるであらうとの希望を持つてゐるから現在の心境は穏かだ。大坪「軍医部長軍医大佐」の命令でやり之を実行した若者三人が終身刑の重罪、命令者は無罪、こんな無茶なことはない。彼大坪の巣鴨以来の言動がどれほど癩にさわつたか知れないが、公判が終る迄はと我慢して來た。之から口をきくこともないのだからあきらめるより外ない。併し彼ほど人格劣等な人間も少い。自分一個人としては諦めもつくが両親や弟達のことを考へるととても死に切れるものではない。……(二二年一二月一七日付書簡、世紀六七八九頁)

向平八③——石川県出身の憲兵曹長、元農業。四六年九月シンガポールで絞首刑、二六歳。

……昭和十九年二月十一日住民の起したる事件捜査の為マンクナニ島に行きましたる際島民より襲撃を受け兵二名戦死、憲兵二名負傷せる為其處にて住民と戦闘しましたる時婦女子を殺したる事が最大原因です。又其の後昭和二十年六月十二日敵の上陸前に分隊長の命令にて支那人等四

戦犯刑死者の生と死

名を検挙、死刑を私が軍刀にて執行したる事と其の他の事に依つて裁判を受け死刑の宣告となつたのであります。……戦争中に死んで居ればこんな事はないのですが仕方ありません。諦めて下さい。……何も思ひ残すことはありません。さやうなら。(両親宛遺書、世紀三四二頁)

渡辺 勉③——広島県出身の憲兵曹長。四八年一月シンガポールで絞首刑、二八歳。

……勉戦場生活中、上司の命を厳守し大東亜戦理念に基き、一意忠君の二字に邁進し来るも戦争犯罪の汚名の下に囚はる。我等下級下士官に何の犯罪を問はんとするや。戦場の武勲も今は戦争犯罪の汚名となり獄中二ヶ年、幾多の戦友は既に獄中に散華、次々と絞首台に葬られ行く時、勉の戦場に於ける武勲も犯罪となり裁きの庭に立つを思ふ時、獄中一人静かに死を凝視しつゝ今日に至る。勝てば官軍敗くれば之賊は昔よりの習、裁判は「四七年」十一月七日に始り十八日を以て終了すと雖も一方的無謀なる専断は遂に勉に死刑を宣告せり。(両親始め家族一同宛の遺書、世紀三九五頁)

(3)任務の遂行

命令による行為といつても、特定の行為についてでなく前記の渡辺勉のように一般的な形でそう主

張する場合には、任務の遂行というほうが適切であろう。また、特定の行為でも任務の遂行ととらえたほうがよい場合がある。向平八の戦闘場面での婦女子殺害はその例である。つぎの諸例が示すように、この種の認識には、非人道的行為、破廉恥行為をしたのではない、任務に忠実に國を思う一念から出た行為である、など家族のための弁明がまとわりついている。

中村武男①——陸士卒の憲兵少佐、アバリ憲兵分隊長、福岡県出身。現地人にたいする殺害拷問を許容したとして、四六年八月マニラで絞首刑、二五歳。

挙啓「四六年」五月十七日絞首刑を宣告されました。軍人の最後としては最も花々しいものと思つて居ます。武男は別に非人道的犯罪を犯したと云ふ様な事はありませんが自己の職務上日本の敵たる比人ゲリラ隊員を取調べ処分致しました。日本が敗戦となつた故武男の行為は犯罪となるのでせう。然し武男は命令に基き自分の任務を遂行したのみで何も悪い事はしたとは思つて居ません。現に武男としては正当行為であります。米軍は武男に如何なる悪名を着せるとも武男の信念行為は微動だに致しません。武男は軍人の末路として斯くなる事を喜んで居ります。安心して往生致します。御父上様、母上様も諦めて戴きます。未だに私の部下の数名が起訴せられ捕つて居ませんが彼等の幸福を心から祈つて止みません。では又、さやうなら。(両親宛書簡、世紀五八)

宮崎凱夫①——海兵卒の海軍大尉、高知県出身。四七年九月ラバウルで銃殺刑、二六歳。

今回戦争犯罪人トシテ起訴セラル。然シ乍ラ大命ノ下大東亜戦争完遂ノタメニ邁進努力セル点に關シテハ何等恥ヅルコトナク、亦心残ナシ。只武運ニ恵マレザリシヲ嘆ヅルノミ。(弁護人宗宮信次に託した遺書、世紀五〇二頁)

塩田源一①——陸士卒の陸軍中尉、栃木県出身。四七年一一月ラングーンで絞首刑、二十四歳。

……前述の如き状況により死んで行くことになりました。然し私は決して神明に愧づる如き行為は絶対にありません。任務遂行の為の当然なる戦争行為を行つたのでありますから御安心下さい。……(父宛書簡、世紀二九六頁)

戦犯刑死者の生と死

菅原 功①——陸士卒の陸軍大尉、ハルマヘラ島トペロ警備隊長、東京都出身。通敵行為の現地人処刑に関連して、四七年一二月モロタイ島にて銃殺刑、二七歳。

君國のため正々堂々と戦ひ、顧みてやましいところはない。上にも下にも犠牲者を出さなかつたので、その点は安心して死に就くことが出来ます。(刑死二日前に書いた遺言、世紀一五九頁)

柳本靜一②——慶應大学高等部生徒の海軍中尉、高知県出身。四六年四月シンガポールで絞首刑、二四歳。

……決シテ自分が悪いコトヲシテ斯カル事ニナッタノデハナク只一途ニ国ノ為ヲ思ッテ為シタ事デス。私が慘虐ナ事ノ出来ル子デナイコトハ父上、母上ガ一番ヨク知ッテ居テ下サルト思ヒマス。……(遺書、世紀三四五頁)

白木仁一③——北海道出身の憲兵曹長、元農業。四六年六月ラバウルで銃殺刑、二六歳。

……私は死刑となつても決して後悔してゐない。正なりと信じるべき事をやつたのだ。そして今尚私の行つた行為は正しき行為と信じてゐる。敗戦国民なるが故に一方的な彼らの裁判に従はねばならぬのです。……仮令死刑になつても自己の任務を全うしたのだ。御奉公の誠を捧げて忠義の二字に艶れて行くのだ。何等悔ゆることなく我が骨はラバウルに埋め魂のみが北海の我家

に還ります。……（刑死一週間前の両親宛遺書、世紀四九八〇九頁）

宮地春吉③——静岡県出身の憲兵軍曹。四六年一〇月漢口で刑死、二五歳。

遡リテ本件は素ヨリ小生個人ノ意志ニ依リ敢行シタルモノニ非ズ、大命ヲ忖度シテ職責ヲ完遂。……治安確保ノ為小ヲ抹シ大乗ニ基キタルモノナルモ之ガ戦争犯罪者トシテ処理セラルトハ。……（刑死前日の自治会宛訣別の辞、世紀七七頁）

江草忠義③——岡山県出身の憲兵伍長、元公務員。四六年一二月ペナンで絞首刑、二三三歳。

……戦争裁判等といふ実に形式的一方的宣伝本位の裁判で味噌も糞も無く死刑と決定付けられた事に付いては飽く迄も残念であります。然し軍人としての本分を尽した事が敗戦の結果斯くの如き状況に到つたものでありまして決して破廉恥罪等の如き恥づべき事で殺されるのではありますから此の点絶対に御安心下さい。……（刑死五日前の両親宛遺書、世紀三二一五頁）

戦犯刑死者の生と死

岩政文久③——山口県出身の憲兵軍曹。四七年一月サイゴンで刑死、二七歳。

自分は帝国軍人としてする丈の事をしたまでで、決して悔も悩みもしない。平然として刑に就く心算だから家族の者にも心配しない様に言つて呉れ。（伝言、世紀五五八頁）

相馬竹三郎③——青森県出身の憲兵軍曹。検挙者取扱いに関連して、四八年四月メナドで銃殺刑、二八歳。

……戦ひ終りました今日、國の為にたてた歎が仇となり刑場の露と消えるのは残念至極です。

國破れ捕はれの身となりつれど 天地の神に恥づる事なし（遺言書、世紀一六一頁）

中村益視④——長野県出身の憲兵軍曹。スパイ検挙取調べに関連して、四八年一〇月マカッサルで銃殺刑、二八歳。

死刑と言ひますとさぞ父上は益視は悪い事をしたと御思ひになると存じますが益視は只一路に御國の為憲兵として恥かしくなく立派に其の任務を遂行して參りました。殺人をした訳でもなく我々の憲兵部隊の行つた行為が国際法規に違反し組織的テロ行為として益視は其の一員としてこ

こにこうした運命に逢着したものであります。……今更何も悔いる事はありません。……(刑死直

前の父宛遺書、世紀一三五頁)

蘭印地区の軍事裁判では、憲兵隊・俘虜収容所・抑留所・刑務所・警察等は皆テロの組織体と見なされ、その組織体構成員の犯した戦犯行為にはすべて組織的テロの罪名が附けられた。⁽³⁾

福本幸男④——熊本県出身の海軍二等兵曹、元農業技手。四六年七月シンガポールで絞首刑、二十四歳。

……今度ノ件、御國ノ為只管御奉公致シテ其レガ敗戦ト云フ大変事ノ結果生ジタ事デ些モ私事ナク國家ノ名譽ノ為ニシタ事デアルカラ許シテ下サイ。(処刑当日の両親宛遺書、世紀三八七頁)

楠元信夫④——鹿児島県出身の陸軍伍長。現地人容疑者取調べに関連して、四八年一一月チモール島で銃殺刑、二八歳。

左の件兄妹にも確かに御伝言下され度。

一、信夫の事件は絶対人様に指をさすれない報国の一途に邁進した結果であつた事。(両親宛書簡、

羽金輝世治^⑤——東京都出身の海軍通訳。四六年八月シンガポールで絞首刑、二六歳。

……決して破廉恥的事件に非ず戦争遂行中作戦上、上官の命を遵奉したるに對して責任を問はれたる件故、身に一点の悔心もなく顧みて莞爾として死に就き得ます。……（刑死前日の両親宛遺書、世紀三八八頁）

山田通尉^⑥——東京満蒙学校卒の陸軍通訳、埼玉県出身。四七年七月北京で刑死、二六歳。

戰犯に問はれたるも俯仰天地に恥づる事無し。唯々國力の及ばざる所、千歳の痛恨事たり。⋮⋮⋮（父宛遺言、世紀六一頁）

(4) 一方的な報復的裁判

すでに例示した遺書の引用のなかにも、渡辺勉・白木仁一・江草忠義など、あからさまに裁判の性格に言及したものがあつた。ここでは、裁判が一方的報復的なものであることの訴えを主とする遺書

を掲げよう。量刑が重すぎるというのも、裁判の性格を間接的に告発するものであるから、ここに含める。

村上 博^②——東京外国语学校生徒の海軍大尉、福岡県出身。スパイ容疑者の検挙取調べに関連して、四八年七月バタビアで銃殺刑、二七歳。

……多分に政策的な意義を含み、且報復的感情や先入主に依つて行はれた所謂戦犯裁判が実は一方的であり、不公平なものであつたといふことは、恐らく此の裁判を受けた人々の誰しも共通に感ずるところだ。……（弟宛遺書、世紀一四八頁）

林田富士夫^③——熊本県出身の憲兵曹長、元農業。四七年九月北京で銃殺刑、二七歳。

……死刑ともなる主要な原因是昭和十八年八月北京地区重慶軍事委員会調査統計局情報部を覆滅（無電機一三台押収を含む）した故、之れが報復手段と思ひます。……（兩親宛遺書、世紀九一頁）

戦犯刑死者の生と死

外山文一^②——昭和高等商業学校卒の陸軍中尉、大阪府出身。四七年一〇月廣東で銃殺刑、一五歳。

……我々戦犯が中国側から如何なる裁判を受けたか又それに対して敗戦国民としてそれを甘受せざるを得なかつた事情、全く一方的な押しつけに対しても敗戦国の悲しさ一言の文句をも云ひ得ず、仮りにそれを云ひ得ても何ら取り上げられざりし事情等はいづれ日本にも聞えることゝ思ひます。「力こそ正義なり」と言ふ言葉を如実に体験しました。(書簡、世紀七〇頁)

豊田弘三③——大阪府出身の憲兵軍曹。四八年四月バタビヤで銃殺刑、二六歳。

……唯戦争中一生懸命に任務に邁進したと云ふだけで、其の間に取調中被告人たる和蘭人を殴打した事は有りますが、然し私的な感情でやつたものでなく、又私が告訴を受けた内容の十分の一に足らない程の些細事なもので、何も死を以て償はなければならぬ程のものでも有りません。

裁判の時も其の真相を説明しても其のが通らない一方的なものです。……然し要するに一憲兵隊として唯誰も犠牲にならずには和蘭は許しません。誰かは逝かねばならないのです……(死刑前の大母始め家族一同宛遺書、世紀一九七頁)

幕田 稔①——海兵卒の海軍大尉、沖縄・石垣島震洋特攻隊長、山形県出身。警備隊司令(絞首刑)の命により捕虜一名を処刑した罪を問われ、五〇年四月巣鴨で絞首刑、三〇歳。

戦犯刑死者の生と死

……いくら考へても軍隊組織内に於て命令でやつた事が此の現実的な世界に於て死に価するとは考へられない。原爆で死せる幾十万の人間を生かして私の眼の前に並べてくれた私は喜んで「処刑承認の」署名もしよう。さうでない限り受諾出来ないのである。(手記、世紀七一七頁)

一九五〇年まで生き伸び、巣鴨における最後の刑死者となつた幕田は、原爆を投下して非戦闘員を無差別に大量虐殺したアメリカが、「人道にたいする罪」を掲げて、命令で行動した者を死刑に処するなど、到底承服できなかつたのである。

(5) 死刑宣告を超えて

われわれの対象のなかに、ただ一人ではあるが、自己をも国家をも相対化しうる絶対の高みに立て、人間の罪を見すえた人がいる。彼はそのことによつて、死刑宣告を超越して問題の本質に迫りえたのである。

坂本順次①——陸士卒の陸軍大尉、兵庫県の農家出身。五一年三月サイゴンにて刑死、三〇歳。

……私が軍人としての生活に於て歩んで参りました道は終始日本国家と民族への奉仕に尽きて居りますので唯今私のこの間の行為が敗戦国の軍人として如何やうに審判されましてもそれは国

家民族への私の獻身を信ずる倫理觀よりしてむしろ喜悦に充ちたものであります。思ふ存分力を捧げ得たよろこびであります。……

……私は自分の軍人生活を通じての一切の行為が少しも後暗い不義のものでない事を信じて居ります。然しそれは私一個の立場よりするものでありますて軍隊全般、或は日本国といふ観点より神の審判を受ける時、そこには私たち一人一人の行為が如何に国家民族を思ふ為の至誠より発したものでありますても、それが正義とは相当離れたものとなる事が或は存在するものであるかも分りません。それは決して敗北したといふ結果よりの反省ではなくて最も神聖な立場に於ける反省であります。……

……私は戦争の手段に訴へる如く決意した為政者の神を恐れぬ傲岸不遜さを日本人の一人としてこゝに心から神の前に御詫びしてゐます。……

私の唯今の結果を得ました事は總て日本軍人として当然の道を歩んだ事に対する神の審判であります……。よし人はどうあらうとも日本人の面目を汚すやうな行為のない事をのみ念じて軍人の義に基づいて一切の行為を律したのであります。それは唯々諾々として敵の好餌となつたかの如き私の憐れな姿であり、この事が皆々様の御嘆きの原因となるものであるかも知れません。然し……自らの意志によつてその道の為に自己放棄を決意した私の心境が皆様の心に如何に反映しましてももはや何も申す事も出来ません。……（父始め家族宛遺言、世紀五四九、五五二頁）

四、刑死の意味づけ

死刑宣告をも超越した坂本順次のような場合はともかくとして、無実の罪により、もしくは命令の実行あるいは任務の遂行といった「当然」の行為を理由として、一方的報復的に戦犯の汚名を着せられ、死刑の極刑に処せられることは、無念というほしかなかつた。己が直面することになったこの現実に、われわれの考察対象である戦犯者たちはどのように対処したのであらうか。……おそらく、最初はこの苛酷な現実を拒否して、多かれ少なかれ混乱状態に陥つたことであろう。しかし、やがてこの現実は否定することも回避することもできぬ嚴たる存在であることを認識するにつれて、しだいにこれを受け入れてゆく。⁽⁴⁾ それとともに、刑死に意味を与えることによって、これに主体的に、いいかえればセルフ・アイデンティティを堅持して立ち向かおうとするのである。そこで、どのように刑死を意味づけたかが問われなければならない。

(1) 敗戦ゆえ

まず、原因論的に、敗戦のゆえにととらえる。敗戦の犠牲であることを含意するものとみれば、つぎの(2)祖国のための「2」に含まれるが、この限りでは最も主体性の乏しい意味づけであつて、

(3) 運命、というのに近い響きが感じられる。

田中秀雄③——山口県出身の憲兵曹長。四六年九月ベントンで絞首刑、二六歳。

……私モ國家ノ為ニヤツタコトデ敗戦ノ結果コウナルコトハ当然ダト思ッテ満足シテ死ンデ行キマス。ドウセ人間一生必ズ一度ハ死ンデ行クノデスカラソウ思ッテ諦メテ下サイ。……(両親宛遺書、世紀三八六頁)

本多初治郎④——愛媛県出身の陸軍伍長、元漁業。飛行場補修作業での俘虜使役に関連して、四八年四月バタビヤで銃殺刑、二五歳。

……かねて覚悟せし身なれど幾転戦武運拙く今日変転極りない此の現実を見るに至つた。総て敗戦の悲運に依つて左右せられた一命とは云へ余りにも苛酷である。これも時代の流れとあれば止むを得ん。これが俺の本来の姿である。……(刊死三日前の弟宛遺書、世紀二四一頁)

戦犯刑死者の生と死

(2) 祖國のため

祖國のために戦った身は、今、祖國のために果てるととらえる。「1」包括的にそうとらえる者、それを「2」現在について祖國敗戦に伴う犠牲ととらえる者、「3」未来にも思いを馳せて、敗戦の犠牲であるとともに祖國再建の礎ととらえる者、に類別しておこう。とはいっても、(1)も(2)も、また(2)のなかの類別「氏名、経歴記号の下に掲げる」も、文面に現れた表現を手がかりとする便宜的なものであつて、文底においては通じあつているとみなければならない。ともあれ、このように意味づけるなら、刑場の死は戦死と異ならない。否、それ以上に壮烈な死であると自己規定し、誇りをもつて処刑の場に立つことができたことであろう。

江草忠義③「1」——前出（本稿二一頁）。

……此處に散つて逝くことは大君の為であり国家の為であります。（遺書、世紀三二五頁）

栗原文雄③「1」——千葉県出身の憲兵軍曹、元農業。抗日諜報団の処刑に関連して、四七年四月メナードで銃殺刑、二十四歳。

君國の為死すは軍人の本分とする、本懐とする。(遺言、世紀二二一頁)

鬼頭寛一③「1」——前出(本稿一二一頁)。

祖国の為科なき罪にはつるとも 何時かは花咲く時もありけり(遺書、世紀八六頁)

小野 哲①「2」——前出(本稿一四頁)。

六月一日……昨三十一日は刑場長がやつて來た。皆覺悟してゐると、果せる哉、金網張りのトラックが護衛兵を連れてやつて來た。米將校が名簿を出して、舎内に入つて來て呼び出す、皆固唾を呑んで水を打つた様に静かになる。何も知らぬ豚でさへ、屠殺の気配の時は何か緊張するものだ。全てを知つてゐる人間のことだ。そして各人が、日本の無条件降伏の条件の為に、身を捧げるのであるが、大部分が諂め、一部が誇りとしている吾々のこと。此の時間の死刑囚の心理こそ、至高至美の嚴肅なものであらう。(日記、世紀五七一頁)

白木仁一③「2」——前出(本稿二〇頁)。

戦犯刑死者の生と死

……總てが敗戦國民なるが故に致方ありません。「生あるものは一度は必ず没す」我家を出る時に、内地出發の時に、既に死を覚悟して來た私です。……仮令死刑になつても幾多の人達に惜しまれ乍ら國家の犠牲者として散つて行く事は病魔に斃れた戦友と比較するならばそれは幸福すぎる位です。……裁判の結果有期の刑を受けた方もありますが今後幾年も囚人として苦労する事を思へば死刑の判決は私の最も希望したところです。……（遺書、世紀四九九頁）

笛 邦義③〔2〕——長野県出身の憲兵軍曹、元郵便局員。四七年八月サイゴンで銃殺刑、二七歳。

終戦に及び右「國際諜報機関」の捜査に當り一部非常手段を執りたる事項に關し昭和二十二年二月十四日在西貢仏軍事裁判所に於て拷問不法監禁の名に依り最高刑を受けたり。然し乍ら軍人として又憲兵として其の本領を遺憾なく發揮し得て祖国に殉ずるは小官武人として本懐なり。（遺言書、世紀五六五頁）

野上 誠③〔2〕——前出（本稿一二頁）。

……「勝てば官軍敗くれば賊」とは軍門の習ひ、敗戦の犠牲として我は逝かむ。……（遺書、世

紀七八頁)

中村益視③「2」——前出(本稿二二頁)。

……益視は日本の敗戦の一責任を身を以て果したと思つて居ります。……(父宛遺書、世紀一三五頁)

中村武男①「3」——前出(本稿一八頁)。

……只今國家の為彼の世に参ります。先に発つ罪何卒御許し下さいませ。武男の人生は實に楽しく明かなものでありました。軍人となつた事を悲しみも悔も致しません。大東亜戦争の犠牲として笑つて死んで行きます。武男の死もやがて時期が参りますれば解る事で御座居ませう。戦争中の特攻隊以上の気持で居ります。……

……一日も早く祖国の復興を祈つて居ます。我々の此の死を日本人全体が有意義にされん事を熱願して居ます。……(母宛書簡、世紀五六六頁)

塩田源一①[3]——前出(本稿一九頁)。

……私は決して神明に愧づる如き行為は絶対にありません。任務遂行の為の当然なる戦争行為を行つたのでありますから御安心して下さい。要するに敗戦日本の犠牲としていや再建日本の礎として倒れてゆくのです。私としては満足し安んじて死んで行く積りです。……私は日本民族の新しき発展を確信してゐます。私達の死は決して無駄でないと信じてゐるのです。(刑死前の父宛および両親宛書簡、世紀一九五〇六頁)

高橋豊治②[3]——盛岡高等農林学校生徒の海軍中尉、宮城県出身。四七年一〇月ラバウルで銃殺刑、二五歳。

……御両親様には何等御恩に報いることなく機会もなく今先立つことの大不孝を御許し下さい。之も戦争の生んだ一つの犠牲ではありますが、祖国新日本の復興のため否世界平和のための礎石たる事を固く信じ雄々しく刑場に立たんとするものであります。……(刑死前夜の両親宛絶筆、世紀五一八頁)

村上 博②〔3〕——前出（本稿二五頁）。

……昔から人柱と称して尊い命を抛つて洪水の災害を救つた犠牲者の話を聞いてゐるが、實際國家再建の礎たらんとして散りゆく我々の氣持はその人柱の氣持ちと変りない。……（弟宛遺書、世紀一四九頁）

石崎英男②〔3〕——豊島師範学校卒の陸軍中尉、埼玉県出身。米艦上機搭乗員処刑に関連して横浜で裁判を受け、四九年二月巣鴨で絞首刑、二六歳。

何はともあれ、兎も角我々が斯うなる事に依つて我が国が諸國の人々よりゆるされて、我が国の再建設、再出発のその速度が速められるならばそれは喜ぶべき事だ。（刑死前夜の日記、世紀六九二一頁）

宮地春吉③〔3〕——前出（本稿二一頁）。

……同「昭和二十一」年九月二十八日死刑ノ宣告ヲ受クルニ至ル。軍人トシテ戦場ニ桜花ト散

戦犯刑死者の生と死

ルハ望ム処ナルモ、終戦後ノ犠牲トシテ、獄窓ニ消ユルモ又狂ヒ桜ノ美アラン。……何ノ死ヲ虞レノ。……我一度逝キテ帰ラザルモ靈魂ハ必ズ祖国再興ノ礎トナラン。(刑死前日の自治会宛訣別の辭、世紀七七頁)

渡辺 勉③〔3〕——前出(本稿一七頁)。

……今日死の判決の前に何をか恐れんや。戦場に死すのみが武人の死ならず祖国敗戦の犠牲となり再建祖国の礎石となり勉の課せられし使命の前に斃れるものなり。……(両親始め家族一同宛遺書、世紀三九五頁)

岩広一二④〔3〕——前出(本稿一三頁)。

……今茲に自分の過去を振返つてみる時、感慨無量のものがある。大東亜建設の戦も幾百万の犠牲者を出しただけで遂に空しく終りを告げた。我々もこの歴史の遷り変りの犠牲として祭壇に供せられたのだ。自分はこの犠牲に依つて将来日本の再建に役立つことが出来るなら喜んで死ぬ。(刑死前の妻宛遺書、世紀八五頁)

(3) 運命

敗戦・無条件降伏の人柱、祖国再建の礎石という意味づけは、刑務所に派遣された日本人教誨師が戦犯に向かって異口同音に説いたところであろう。(2)の事例が最も多いところがこのことを推理させるのである。もちろん、事例が多いことには、(2)の意味づけが比較的に説得的であるとすることも与つていよう。しかし、戦犯たちは果たしてそれで自らの死刑を納得することができたであろうか。……ここに、「運命」の二文字が登場する。ただし、運命は意味づけというよりは、原因論的な説明である。それは一般的な説明であるとともに、個別的説明として妥当し、しかも国というマクロな個別についても(敗戦)、また個人というミクロな個別についてもいえる。戦犯の群れのなかでは、(2) 祖国のためにという意味づけは説得的であろうが、独房でひとり壁に向かう時、祖国のためにとはいえ、他ならぬ自分が、戦犯の汚名を着せられて処刑されなければならないのは何故か、という問い合わせが胸を咬んだに違いない。そこに、前世の因縁、天命、つまり運命という、庶民思想のなかで機能した観念が説得力をもつてくるのではないだろうか。

前節で引用した南条正夫・鬼頭寛二・岩広一二・小野哲の手記のなかに、運命、不運の語が現れているが、先に(2)「3」の例として掲げた塩田源一も運命論者になっている。

……私として心残りは私の最後をお知りになつてお悲歎遊ばされるのではないかと思ふことで

戦犯刑死者の生と死

す。何卒はない運命の私と思ひなされてあきらめ下さる様お願ひ申上げます。總て逆ふことの出来ぬ天命であつて、如何ともなし難いものです。私の身はたゞへ南の地に果てゝも私の魂は皆様のお傍近く必ず行きます。そして皆様のお幸福の為にお守りする積りです。……(両親免書簡、世紀二九五頁)

なお、一、二、三例を追加しておこう。

井手尾薰⁽³⁾——鳥取県出身の憲兵軍曹、スペイ検挙に関連して四八年一〇月マカッサルで銃殺刑(二二一頁の中村益視と同日)、二八歳。彼は遺書のなかでつきのように言う。

……戦の後討たれ散るとは如何にも無念のことなるも想ひようによりては戦死と何等變ることなく、戦の最中に生長し軍に従ひたるものとして満足なり。……

しかし、兄宛の遺書では運命論者になつてゐる。

……今日の運命に遭遇したる事も今となり何等悔ゆる事もないわけであります、只敗戦の悲運に混迷しある祖国の事どもに思ひを致しますとき再建日本の曙光を見ることなく亡び逝く事のひたすらに自ら惜しまれてならないものであります。然し運命とあれば此れもいたしかたありま

せん。祖国の前途を祈りつゝ心静かに執行を待つて居るものであります。……（世紀一一一頁）

尾方 盛④——熊本県出身の陸軍衛生伍長、元鉄道員。絞首刑のところ四九年三月ラバウルで不慮死、二九歳。

……何等の孝養も出来ず先立たねばならない不孝を何とお詫びして良いやら解りませんが、これも宿世の運命と何卒お許し下さい。総ての覚悟は出来ました。……（死亡直前の母および兄弟一同宛遺言、世紀五二二頁）

山田通尉⑤——前出（本稿一四頁）。

……今異域に刑場の露と消ゆるとも是れ天の命する所、父上始め家族一同御健在に。（父宛遺言、世紀六一頁）

羽金輝世治⑥——前出（本稿一四頁）。

……天なり、命なり、悉くこれ運命の一語なりです。二十有七年の間温き父母様の御慈愛を受け実に幸福な日を過し有難く存じて居ります。……（両親宛遺書、世紀三八八頁）

それでは、運命と諦観することによって刑死を納得したかといえば、なお疑問が残るのである。

運命と觀念して、それで納得しようとしても、無念の思いを断ち切ることはできなかつたのではないだろうか。近親には、敗戦の犠牲であり、祖国再建の礎石なのだといい、運命と諦めてくださいといつても、彼ら自らは必ずしもそれで納得していたわけではないのである。つぎの一文がこのことを証明している。

村上 博②——前出(本稿二五頁、三六六頁)。

……實際犠牲となつて散つて逝つた人々は誰も忠誠報國の一念に燃え故国の危急を救ひ軍の安寧を維持せんが為、緊迫した不利な戦況下に在つて、身も寝食も忘れてたゞ一途に祖国の為にと、陣頭に立つて闘つて来た人達であるのに、何故に今かゝる戦犯者の汚名の下に、悲しき運命に泣かねばならないのか。諸行無常万物流転と簡単に片附けて此の矛盾憧着を解決するには余りにも割り切れないところのものである。戦争に負けたんだ、戦争の犠牲となつたんだ、諦めてく

れと云ふ人々の言葉では到底戦犯者をして納得せしむることは出来ない。戦犯者の気持を他の人は到底推測し得るものではない。

日本国民は概して戦犯者の問題に対しても冷淡すぎる様な気がする。甚だしきに至つては普通の犯罪者と同視してゐるものが中にはある様であるが、これでは犠牲者の靈も浮ばれない。速に此の問題に関しては日本人の再認識と熟考を要望する。……自分は祖国が完全に元通り頑とした国際的地位を確保した暁に、戦犯問題に対し徹底的解釈を与へ今我々の云はんと欲するところを世論に訴へてくれることを確信する。……兄は今職責に殉じて潔よく散つて逝く。戦犯犠牲者の弟として必ず後日此の問題を立派に解決して、兄の死を意義あらしめ兄の靈に報いくだされんことを御願ひする。……(弟宛遺書、世紀一四八九頁)

右の引用の前段末尾に、戦犯者の氣持など他の人々には到底推測し得るものではない、とある。これは特攻隊員についても当てはまることで、沢田泰男(上四四七頁、中一四三四頁)が、「特攻隊員に命名されて体当りするまでの氣持なんていふものはとても筆などにては真を写し切れるものではない。この心境はかかる経験を有するものののみが味はひ得るもの」と書き遺したのがその一例である。しかし、特攻隊員の戦死は文字どおり名譽の戦死であつて、二階級特進をもつて報われ、初期にはその軍功が司令長官によつて全軍に布告されさえした。他方、戦犯者の多くは、「緊迫した不利な戦況下にあつて、身も寝食も忘れて、ただ一途に祖国のためにと、陣頭に立つて戦つて来た」のに、汚名

を着て処刑されねばならないのである。そのような悲運に泣く人々の心理は、特攻隊員の場合以上に複雑に屈折していく、他の者では容易に窺い知りえないものがあったに違いない。本稿は、「死刑宣告にたいする認識・態度」「死刑の意味づけ」といった節のタイトルが示すように、この窺知しがたい深みにマイクを近づけて、微かな声をも可能な限り補足しようと試みるものである。

右の引用の後段は、窺知しがたい戦犯の心理に一步接近することを可能にしてくれる。それは、普通の犯罪者と同一視されたのでは、戦犯の靈は浮かばれない、という一文である。逆にいえば、身を挺して任務に精励した挙句、敗戦の犠牲となり、祖国再建の人柱として刑場の露と消えたことを、郷党はじめ国民一般が認識してくれてこそ成仏できる、ということではないだろうか。死刑の意味づけを教誨師など平素接する人たちから押し付けられても、納得できないのはもちろんだが、戦犯者自らがそのように認識するとしてもなおかつ納得しきれなかつた。戦死の意味づけを郷党はじめ国民一般が熱烈に支持したように、死刑の意味づけが本人たちだけのものでなく、広く支持され共感されるなら、無念の死も社会的に意義あらしめられることになり、もつて冥すべしと自らにいい聞かせえたのではないだろうか。死刑の意味づけが当事者にも説得的であるためには、それが社会的に支持され共感される必要があつたといわなければならないが、刑が執行された時代にはまだその保証はなかつた。そこで、刑死者は涙を呑んで刑場の露と消えたのである。この点は対日講和条約締結後どのように戻開したのだろうか。周知のように、経済大国として国際社会に確固たる地位を築いた今日に至

るも、B C 級戦犯の名誉回復を志向した政治的な努力はなされていないのである。

この節を閉じて次節に移る前に、死刑の意味づけについて社会的支持や共感を求めるまでもなく、自らの意味づけに満足して刑に服した稀な例を掲げておく。それは、他部隊が行つた現地人殺害の罪を着せられて死刑を宣告された一下級指揮官の例である。

南条正夫②——前出（本稿一一頁）。

……警備間亦、レイテ作戦、米軍上陸作戦間小隊長として多数の部下を失ひ（小隊生存者八名）今更おめおめ故国の土を踏まむとするのが抑々の違徳なりと觀念致居候。

尚小生小隊長として幾多部下の遺家族に謝罪すべき点多々有之候もマニラにて御容赦をお願申候。

多くの部下を戦死させた第一線指揮官として、おめおめ生きて故国の土を踏もうとするがごとき、そもそも背徳の行為だというのである。敗戦直前に部下を見捨てて比島から台湾に逃亡した軍司令官と参謀たち、そして部下に罪をかぶせて戦犯の訴追を免れた高級指揮官がいたなかで、学徒出身の下級将校にも、南条のような例があつたのである。彼は、もし生還できた場合には、戦死させた部下の

戦犯刑死者の生と死

遺族を訪問してお詫びしたいと思っていた。その代わり無実の罪に服して刑死したのである。その思いが左の遺詠に結晶している。

運命の皮肉をかこち戦犯で 比島の露と消えてゆくかな

故郷の隆昌祈り我は逝く 先立つ部下の御跡慕ひて

(書簡、世紀五九四頁)

五、生と死を支えたもの

本多初治郎④は、「總て敗戦の悲運に依つて左右せられた一命とは云へ余りにも苛酷である」(本稿三〇頁)と弟に懇えたが、これは本多に限らず、死刑の宣告を受けた戦犯から例外なく聞かれた呻きであつたに違いない。では、このような苛酷な運命のなかで彼らを支えたのは何か。もし刑死の意味づけが真に納得できる場合には、それも支えとなりえよう。しかし、前節でみたように、苛酷な運命とは捉えなかつた南条の例を除いて、支えの役をなさなかつたと考えられる。遺書によれば、ある人にとつては獄舎でえた信仰が支えであり、他の人々にとつてはコンボイ(道連れ)がそれであつたようである。

(1)死のコンボイ

白木仁一③——前出(本稿二〇頁、三二頁)。

……私と一緒に被告となり裁判せられし人は「ニューアイルランド島最高指揮官(陸軍團長)陸軍中將伊東武夫以下の」十名でした。法廷に於て伊東閣下は「本事件の全責任は此の伊東に在り、部下は私の命令を忠実に実行したるのみで責任は全然ない」と力説せられた。部下の罪を輕減せんとする閣下の心も遂に効なく閣下以下參謀及憲兵五名が死刑を宣告されたのです。幸にして補助憲兵三名が無罪となりたるを共に喜びました。死刑を言ひ渡されて控室に帰つた時閣下は、「我々は戦に勝つために總てが正なりと信じ戦況上止むを得ず行つた事で最も忠実に働いて呉れた諸君を今こうした運命に到らしめた事は此の伊東の不徳の致すところである。愚なる上官を持つたと諦めて呉れ、斯くなりたる上は最後まで明朗に暮しあの世まで手を取り合つて敗戦国民の犠牲者となつて行こう」と言はれた時は私は死刑の宣告を受けた悲しみは全然なく立派な上官を持つた嬉しさと共に刑場の露と消えて行くことを覚悟致しました。

私と同じ運命にある憲兵も多数あり、第六野戰憲兵隊長の菊地寛憲兵大佐も既に私と同一刑を言ひ渡され共に刑執行の日を待機してゐる次第です。当ラバウルに於ても既に二十名の人が刑場の露と消えて行きました。当地に於て……約七五〇名が収容せられ今村閣下以下全員同一生活を

戦犯刑死者の生と死

なし次々と裁判を受けてゐます。二十有余万の將兵中僅か七百余名中の一人に加はり、その上死刑の宣告を受けるとは余りにも不幸な伴と思はれる事と推察致しますが私は決して不幸とは思ひません。今村閣下は我等を「光榮ある國家の犠牲者なり」と言つて居られ我々の収容所を光部隊と名付けてゐます。……（遺書、世紀四九八・九頁）

前出（本稿三三頁）の引用にもあつたとおり、有期刑を受けて今後何年も苦労するよりは死刑を希望したと言い、また右の引用で、死刑の宣告を受けたけれど決して不幸とは思わないと言ふのは、全責任を負つて部下を助けようとした伊東中将以下六名の死のコンボイをもちえたゆえであろう。彼は両親宛の遺書を認めてから僅か一〇日で刑死することになるが、短い余生を最後まで共に朗らかに暮らした後、手を取りあつてあの世へ旅立つ死の道づれがあつたればこそ、敗戦国民の犠牲者といふ刑死の意味づけを納得できたのではないだろうか。遺書にはラバウルでの白木の所属部隊として「光部隊」の称を掲げているが、収容所に部隊など存続を許されるはずはない。これは、引用の末尾に記された意味において、今村均大将（バタビヤの法廷で無罪となる）が戦犯の収容所に与えた名称である。されば、白木の死のコンボイは、大にしては光部隊全体に拡がるものであつたといえよう。

有期刑よりも死刑を望んだ白木のケースと対照的なのは、終身刑の重罪を託つた袴田のケース（本稿一五頁）であろう。白木の場合兵团長が全責任を負おうとしたのにたいし、袴田の場合は命令した上

司が責任を部下になすりつけた。そのため、上司を中核とするコンボイは形成されようもなく、上司を非難する書簡が遺されたのである。

南条正夫②——前出(本稿一一頁、四四頁)。

既に中隊長(高橋丹作大尉)は銃殺刑第一小隊長(西川清中尉)は絞首刑を宣告され次は小生の番なりと待機致居候。部隊長(山口大佐)も二四項目の起訴状を受領致居る現況にて候。……(書簡、世紀五九四頁)

高橋大尉は終身刑(最終的には二〇年)に減刑されるが、山口大佐も西川中尉も絞首刑が確定して南条と同日に処刑された。多数の部下を失つておめおめと故国に還れるわけがないと書いた南条にも、死のコンボイがあつたのである。彼の毅然たる態度を死のコンボイが支えたとみることができよう。

向 平八③——前出(本稿一六頁)。

……遺言は死の前夜書いたのです。同封で私の面影を書き置きました。之は同県人小松市内荒谷町上清作さんに書いて貰つたのです。この人も私の後から行く人です。他に同県人一人、一人

は一緒です。金沢市尾張町七八植田さんと云ふ方です。同じ戦犯者が沢山です。心配なく。……

(両親宛遺書、世紀三四二頁)

処刑を待つ石川県出身の戦犯を挙げたうえで、同じ戦犯者が沢山です、心配なく、と親に心配をさせないように配慮しているが、本人自身、同じ戦犯が多数いることで安心するところがあつたのではないだろうか。そうだとすれば、同じくシンガポール・チャンギ刑務所に収容された戦犯死刑囚は、彼にとつて死のコンボイであつたし、同日処刑の植田さん（陸軍大尉植田忠雄）を含めて石川県出身の三人はもとより然りであつた。

なお、翌朝バタビヤ・グロドック収容所の刑場に立つ本多初治郎にとつて、彼とともに処刑される隊長以下三名はもとより、最後の演芸会を盛大に催して別れを惜しんでくれた同じ収容所の死刑囚たちも、彼の死のコンボイであったのである（本稿五二頁参照）。

(2) 生と死のコンボイ

死のコンボイとは、死の道連れであるが、生と死のコンボイとは、生きるも死ぬるものともにある仲間と規定しておこう。前者は現に生活と運命を共にすることが要件であるのにたいし、後者は過去において長期間生活と運命をともにしたことが要件であるが、現に生活をともにするとは限らない。ここでは、故国に残した家族の人々がこれに相当する。圧倒的に未婚者が多いわれわれの対象において

は、とくに両親がこれに当たり、わけても母がそうであった。例を挙げよう。

福田義夫①——陸士卒の陸軍大尉、大分県出身。五一年三月サイゴンで死刑、三一歳。

……去年の何時頃であつたか、私は母上の手紙をいただき又泣かされました。私の絶望的悲嘆のやり場なく、不覚にも「死刑の宣告を」通知しました。事実の通知としても肉親の悲嘆を思ふとき、不覚な事をしたと反省させられたのでした。……然るに耐へ得られない人間の情を胸中におさめられ、私の止むに止まれぬ立場と心中をよく察せられ、「若し貴男が最悪の場合は……天国に於て再会の喜びを得ませう」の澄み切つた諦観の御言葉、私の胸中は如何であつたでせうか。私の胸中は種々の感情が一杯になり、錯綜した末、凡てに打勝つて進まんとする私の義の觀念に力強い激励を与え、真理を求めて進まんとする私を誤りなき道へと導いて下さつた。一面私は母上の覺悟の程解り有難く安心致したものでした。（両親宛書簡、世紀五六六頁）

村上 博②——前出（本稿一五頁、三六頁、四一頁）。

御母様、博を信じて下さい。御母様の子として博は決して世の人々に後指をさすれる様なことは

戦犯刑死者の生と死

断じてしなかつた事を。博の事は誰よりも御母様がよく知つておいでになる筈です。……唯職に殉じ部下をかばひ男らしく責任をとつて散つて行く博を信じて下さい。……兎もあれ博はこんな耐へ難い逆境に在つても御母様の心を信じ変りない絶対的な愛を感謝しつゝ幸福に生きて居ります。

夕焼した茜雲の湧く懷しの空の彼方を眺めてゐますと、ふと御母様の懷しい笑顔が浮んで来て「博さん、元氣を御出しなさい。お母さんがちゃんとついてゐるから」と慰めて下さる様な気がして不知不識熱い涙で瞼を濡らしたこともありました。……博は近く銃火に散つて行く身です。

今更此の現世にもさして未練もありませんが御母様を慕ふ心だけは如何とも思ひ切ることが出来ません。「人は死しても尚魂魄は残る」といふことが事実であれば博の靈はきっとと遠い海原を越えて懐しいふるさとの御母様の膝下に帰ることでせう。死刑を宣告されて何を望むことも別にありませんが、たゞ一事御母様の幸福を祈り願ふのみです。……（母宛書簡、世紀一四六〇七頁）

加藤 実^②——青年師範学校卒の陸軍少尉、宮崎県出身、元教員。上級者の命令に依る比島人五〇名の処刑および拷問の罪に問われ、四七年三月マニラで絞首刑、二七歳。ただし、本人は事件に全く関係せず、実行者のS曹長は加藤の身代わりにより終身刑。

……私の房にお父さん、お母さん、敏ちゃん、和ちゃん、喜代ちゃん、亮坊の写真を掲げて朝晩健康を祈つてゐます。

……私一人を除いて皆揃つた楽しい故郷を毎晩想像して床に就きます。

何時だつたかまだ小学校時代、敏ちゃんの新調の傘に「恕」と言ふ字を書かれたお父さん、私が砂糖焼酎の好きな事をちやんと知つて居られるお母さん、……僕より遙かに優しくて聰明な顔をしてゐる敏ちゃん、偏屈でも私を信頼してくれる正ちゃん、頭の良い昭ちゃん、優しく強い和ちゃん、……私の一番好きな喜代ちゃん、やんちや坊主の亮ちゃん、……嗚呼今一度皆に逢へたら。然し泣いてはゐません。信じてゐます。皆御元氣で。(父宛書簡、世紀六一六〇七頁)

本多初治郎④——前出(本稿三〇頁、四五頁)。

……灯の薄暗い独房で今此の便りを書いて居ります。私達の為に同じ運命の死を控へた戦友が最後の演芸会を盛大にやつて呉れてゐます。私も最後の声を張り上げて唄ふ心算です。父母上に届けよと願はしい気持で……必ず届くでせう。私がいつも夕暮に家の裏の畠で沖を眺め乍ら歌を唄つたあの場所に私の姿を想ひ出して下さい。なつかしい場所です。屹度魂はあるの場所にかかります。……(死刑三日前の両親宛遺書、世紀一四〇頁)

……最後に及んで俺の総てを信じてくれる肉親のある事が何より力強い。俺はこんな悲惨な生涯を終るけれど共自分自身の良心に決して恥じない行動を取つた心算だ。……（刑死三日前の弟宛遺書、世紀二四一頁）

戦犯死刑囚にとって、両親を始め家族の人々は、最後まで彼らの行為すべてを信じてくれる人たち（村上、本多）であり、気落ちした彼らを慰め力づけてくれる人たち（福田、村上）であり、思いを馳せるだけでも心が和らぎ休まる人たちであり（加藤）、斃れた後彼らの靈魂が天翔つて帰るあてど（村上、本多、白木仁一「本稿二〇頁」、塩田源一「本稿三九頁」）であり、さらに天国で再会を喜びあえる人たち（福田）であった。だから、生と死のコンボイというのである。

彼らは、戦場で戦い、ついで法廷で戦つて敗れたとはい、罪名の不当を主張しつづけ、敗戦国人柱をもって自任する彼らは、この悲惨な役割を遂行することにたいする国民の正しい認識を求めるとともに、できれば誰かに褒めてほしかった。しかし、戦犯の汚名を着た者をも褒めてくれるのは、彼らの行為すべてを信じて、彼らと毀譽褒貶を共有する家族の人たち以外にはなかつた。それは家族のなかでも親であり、別して父親であったようである。父親等に褒め言葉をねだつたその例を挙げよう。

渡辺一正②——浜松高等工業学校卒の陸軍技術中尉、広島県出身。四六年九月シンガポールで絞首刑、二十五歳。

されど唯私の罪の決して破廉恥罪にあらずして、戦死の如く表面は華々しからざるも私の死の不名誉にあらざることとゆめ疑ふことなく、何卒「併良く死んだ」と一言申聞かせ被下度候。(両親宛遺言、世紀三九三頁)

渡辺 勉③——前出(本稿二七頁、三七頁)。

……限られし運命に生くる勉今日迄の親不孝深く深く御詫び申すと共に裁きの庭に敢闘し遂に刀折れ矢尽き果てゝ斃れ行く勉を悲しい中にも立派な子と一言御褒めなさつて下さい。……(両親始め家族一同宛遺書、世紀三九五頁)

中村益視③——前出(本稿二二頁)。

……益視は日本の敗戦の一責任を身を以て果したと思つて居ります。……願くば父上よりよく

こそ責任を果したと賞めて頂き度いものであります。

……益視の体は遠く南方の地に亡びても其の魂は必ず父上の御胸の中に生きて居ります。……

(父宛遺書、世紀一三五六六頁)

井手尾薰③——前出(本稿三九頁)。

……此の世に生を享けて二十八年私は遂に父の愛を知りませんでした。兄上様、願くは父に代り「良く立派に死んだ」と賞めて戴きたいのです。最後の願ひとしてかなへて下さい。……(兄宛遺書、世紀二二一頁)

……日本の軍人たりし薰は、終に其の職に殉じたのだ、よく立派に死んで呉れたと最後のお賞めの言葉を頂き度いのであります。お母様、薰は死しても必ずお母様の御胸に帰り永遠に御母様と共に生きてゆきます。……(母宛書簡、世紀二二二頁)

戦犯刑死者の生と死

同日に刑死した中村と井手尾の引用末尾の言葉、後者でいうなら、母宛書簡末尾の「死しても必ずお母様の御胸に帰り永遠にお母様と共に生きてゆきます」という言葉は、遠く異境に在る生と死のコンボイの姿を言い表して遺憾がない。単に、生きる限りその胸のなかに懐かれつづけるばかりでな

く、その家のつぎの世代に再生することを約束した田中秀雄（左掲）のような例さえあるのである。もしコンボイが死亡しておれば、あの世で会うことが期待される。こちらが先なら、あの世で相手を待てばよい。この期待も、生から死への移行にたいする心準備を支えた一要因であろう。

柿沼盛夫②——法政大学卒の海軍中尉、栃木県出身。四六年五月ラバウルで銃殺刑、二六八歳。

御祖母様、御先に行きます。今は亡き母に御会ひする事も出来ると思ひます。あの世に於て孝行を致します。では皆様によろしく。（刑死前日の遺書、世紀五二一頁）

原田国市②——法政大学卒の海軍中尉、山口県出身。四六年四月シンガポールで絞首刑、二五五歳。

……死ンデ父ト会ウタ時オコラレモシ、ホメラレモスルカモ知レマセヌ。余リ薄カツタ親子ハ来世ニ親子三人楽シク暮セル事ヲ祈ソテ居リマス。（母宛遺書、世紀三八九頁）

田中秀雄③——前出（本稿三〇頁）。

……アノ世デハ兄良実ガ待ツテキマス。……私モ必ズ「この家に」生レ変ツテ来マスカラ「相続人となるべき弟」俊亀ノ子供ガ生レテ男ダツタラ私ト思ツテ秀雄と名前ヲ付ケテ下サイ。……

(両親宛遺書、世紀三八六頁)

向 平八③——前出(本稿一六頁、四八頁)。

御両親様、御先に失礼致します。……極楽にてお待ち申し上げます。(遺書、世紀三四二頁)

戦犯死刑囚たちは、死のコンボイとして互いに支えあった。しかし、群れを離れて独房に入れば、圧倒的に、故国に在る家族の人々、とくに親、なかでも母親によつて支えられた。家族の人々は彼らにとつて、遠く離れていても生のコンボイであり、死期を異にするにせよ死のコンボイでもあることは、俱会一処の願いのなかに示唆されている。

小稿(中)では、若い戦死者の遺書に見られる父母養育の恩への謝辞と、既往の親不孝および先立つ不孝の詫びに注目した。戦犯刑死者の遺書にも謝恩と詫びの言葉が連ねられていることはいうまでもないが、それ以上に、訴因についての釈明と悲運の嘆きと無念の思いが遺書の基本的トーンを形成しているので、そこに考察の焦点を置き、生と死のコンボイの側面に注目したのである。戦死者の場

合も、彼らの決死の覚悟を支えたものとして、死のコンボイとともに家族の絆に着目したが、そこでは、家族はむしろ生のコンボイとして、生きるにも死ぬるにも根源的な支えとなつたのである。

(3) 信仰

信仰が支えとなつた例は少数ながら見られる。特攻隊員を含めて戦死者の場合、信仰が支えになつたことを証する遺書が稀であったとの対比すれば、少数でも支えになつた例を確認できることは、注目に値するようと思われる所以である。戦犯死刑囚にとって、いわれない罪を着せられて何故この私が刑死しなければならないかという問いは、敗戦のゆえといい、祖国のためといい、あるいは運命だと答えられても、納得できる答えとは受け取ることのできない最も根源的な問い合わせであつた。この問いへの十分な答えがえられない不条理な現実の前に、村上博ならずとも「胸を搔きむしられる」思いがしたに違いない。村上はここで母への思慕にひたることによつて胸の嵐を静めた。しかし、それだけのコンボイのない死刑囚は、この根源的な問い合わせから出発して宗教に接近し、宗教的な雰囲気にひたることで胸の嵐を静めた。なかには、コンボイのあるなしにかかわらず、この「何故」にたいする根源的な解答を宗教に求めた人もいたようである。ただし、早い時期の刑死者には信仰に言及した例が極端に少なく、あるとしても信仰が支えとなつたのかどうか判らないのは、混乱のなかで死刑していくつたことを推測させる。その乏しい例から掲げよう。

加藤 実②——前出（本稿五一頁）。四七年三月マニラで刑死。

……私も幸ひ「生命の実相」とか「宗教の本源」「新約聖書」等を借り受けて読んで居ります。どうかすると起る憤懣に堪へない心をころしてまぎらし乍ら暮らして居ります。……（父宛書簡、

世紀六一六頁）

ここに見る限りでは、宗教にかんする本を読んで心を紛らす程度であつたらしい。無実の罪で刑死した彼の書簡には、「神の力を信じて居ります」とか、「死刑を執行される直前迄自分の真実を通す事に努力し神を信じて一切を神におまかせ致して居ります」とか、また「神様は必ず私の証明をして下さる事を信じます。皆様もお祈り下さい」（世紀六一六～七頁）など、神信心に言及する箇所もあるが、どの宗教が教える神は明らかでない。

井手尾薰③——前出（本稿三九頁、五五頁）。四八年一〇月マカッサルで刑死。

……お母様、もう泣く事も嘆く事もありません。今は立派に信仰心も出来上がり朝夕神にお祈りを捧げつゝ、定められたる余生を心静かに送つて居ります。（母宛遺書）

昭和二十三年十月四日午前八時死刑執行の言渡を受けました。神は此の世の勤を全しとせられ

御招き下されました。遺品も総て自ら整理を終へ端坐黙想、吾が心に一点の迷ひの雲なく清く晴れ二十八歳の生涯を追想す。母、兄、姉又吾が恩顧を受けし方々を思ひ偲び、お別れを告げ、暫し皆様の幸を神に祈る。(絶筆、世紀二三二頁)

この文章表現から判断すると、井手尾はキリスト教の信仰をえて永遠の旅路にのぼったようである。

石崎英男②——前出(本稿三六頁)。四九年二月巢鴨で刑死。

花山「信勝」先生が万年筆で何か書かないか、と云はれたので、「神の御召にあづかりて／すべての罪をゆるされ／すべての罪をゆるして／英男は喜んで参ります／英男」と記す。「すべてをゆるして」の中に或は未だ私の横へいがある様だが、自然に出た言葉であるのだから止むを得ない。……

夕食後夫々の書簡の補修をして後、又聖書を手にする。又讃美歌を静かに、種々の思ひ出等をしのびつゝ。……

辞世

呼び出しを天つ使ひの声として 神の御許へ旅立ち行かん (刑死前夜の日記、世紀六九一~二頁)

石崎は学生時代からキリスト教の信仰にふれていたのかもしれない。とにかく、刑場への呼び出しの声すら天の使いの声と聞くというのであるから、搖ぎない信仰をもつて旅立つことは疑いをいれない。花山教誨師から最後の言葉を求められて書いた中の、「すべてを許して」というのは、謙虚でないかもしれませんと気にしてはいるが、裁判についてはもちろん、刑務所の取り扱いにも我慢ならないことがいくつもあつたようである。例えば、刑死前日に当たる二月十一日の日記につきのような記載があるのである。

昨夜は布団を請求したが敷布団を一枚しか与へられない。一体これで何うして此の寒さをしのいで最後の安眠を得られるのだらう。止むを得ず着のみ着のまゝで下駄を枕として一枚を敷き、一枚をかけ布団として、側より洩れる寒さを毛布で何とか補ひつゝ寝に入る。……明け方になつて寒さの為に眼を覚まされ、うつらうつらとして居る時、夢……。（世紀六九〇）（一頁）

尾方 盛④——前出（本稿四〇頁）。四九年三月ラバウルで不慮死。仏教の信仰をえて、父と妹がいるあの世に旅立つ日を待っていたことが、母および兄弟一同宛の遺書に記されている。

今は唯母の乳房をしたひつつ故郷の山川を心にゑがきつつ淋しく処刑の日を待つて居ります。

此の便りが内地に着く頃は私は父上と妹の所へ行つて居る事で御座るませう。……総ての覚悟は出来ました。從容として御仏の慈悲にいだかれて参ります。お母さまどうぞ泣かないで下さい。ではお別れ致します。……(世紀五三三頁)

沖縄本島に米軍が上陸して激しい戦闘が行われていた四五年四月中旬、石垣市街を盲爆した米艦上攻撃機一機が地上砲火で撃墜された。このとき落下傘で逃れた搭乗員三名を海軍警備隊で処刑したことが戦後投書で発覚し、起訴された四五名のうち四一名まで横浜軍事法廷で死刑の宣告を受け、最終的には七名が五〇年四月巣鴨で絞首刑になった。そのうちわれわれのコウホートに属する者がつぎの三名であり、何れも仏教信仰に入っている。

幕田 稔①——前出(本稿二六頁)。彼は禅に安心立命の境地を見出したようである。

一昨年九月頃から文字通り唯「仏の実在か不実在か」をあきらめんとして五里霧中の暗黒を彷徨しつづけた。文字通り寝食を忘れた精神が全く莫迦げた私の三十年の人生にとり一点の光明であつたと信ずる。よくあの時の精力と根気がつづいたものだと顧みて吾ながら感心する。そして昨年五月二十五日が私の人生の永遠に再生した日であつた。何の理窟もいらない「吾即宇宙」。

戦犯刑死者の生と死

……「私は正に処刑されんとしてゐるが、なあんだ此の大宇宙を殺さんとしてゐるのも同じ事ではないか、知らざる者の阿呆さよ」と腹の底から湧き出んとする冷笑を止めんとするのに一苦労した事であつた。……「今頃此の俺を殺さんとするのは丁度空氣を棒でたたく様なものだ。吊り下げたと思つたらあに計らんや虚空の一角に呵々大笑するを聞かざるや」思はず脱線して大風呂敷をひろげてゐる様な恰好になつてしまつた。昨日から書き始めた漫談であるが遺書を書かなければならぬので一先づ筆を置く。外は霧雨がけむつてゐる。(刑死前日の手記、世紀七一八頁)

井上勝太郎②——海兵卒の海軍大尉、岐阜県出身。石垣島警備副隊長として司令の命により捕虜の処刑を指揮したことでの死刑の宣告を受け、刑死。ときに二七歳。彼も禅によつて自己を新しく発見した。

……私は死刑囚棟一年の生活が無かつたなら仏道に入らして貫へなかつただらう。……慶大で商業政策を学んでゐた時その教授が“*My work is done.*”と言つて死ねるかどうかといふ事を言つてゐたが私はそれを言ひ得るといへよう。

実際私は私自身を見出したのだ。私は二年間悩んだ挙句昨年六月突如として新しいものを見たのだ。それは私につて生涯營つて無かつた歡喜だつた。自分の大きさを発見したのだ。換言す

れば尊嚴を。

そして第二期「今年」三月三日より私はより内方に沈潜して行つたのだ。私は段々足が地について遂にしつかりと踏んだのだ。それからは私は瞬間々々を疎かに生きなかつた。不放逸たらん事を戒めた。それはさうせずに居れなかつたのだ。一時一刻が尊かつたのだ。(実際一刻を惜んで本を読み坐禅もして來た)今週私はかつて無かつた程に本を貪り読んだ。そして私の内証の確実なる事を数多くたしかめ得たのだった。それで今私は心氣壯快と言はうか、腹の中まで清潔な様に思ふのだ。私のいふ事は誇張ではない。(刑死直前二八時間の記録、世紀七一四頁)

藤中松雄④——福岡県出身の海軍一等兵曹、農家の婿養子。捕虜の刺殺に加わったとして処刑された。ときに二九歳。彼は浄土真宗の信仰に生きたようである。

南無阿弥陀仏

最後の瞬間にかつて私の友となり父母となり兄弟妹妻子となり、そして導師となつて下さる人は南無阿弥陀仏以外の何者でもない。南無阿弥陀仏之即ち弥陀の本領にましまして吾が永遠の親様なり。(遺書)

……死、それは永遠に亡びるものではなく只姿の代るだけで罪科に汚れた此の身を捨てゝ仏に

戦犯刑死者の生と死

生れ代らして頂くのです。そして今度は勿体なくも仏に生れかはらして頂き君や幸一や孝幸を終始守り導く事が出来るかと思ひますと言ひ知れぬ喜びが湧き仏恩の有難さ不思議な本願のお力にたゞたゞ感泣させられます。合掌、南無阿弥陀仏、々々。……（妻宛遺書）

そして報恩念佛を称えませう。お念佛してると死は四、五時間後に追つてゐても自分が死ぬのかと思ふ位です。全く不思議だな。さう思ふのも御親様に抱かれて居るからです。有難いことですね。（子ども宛遺書）

限りなき生命の御親したひて 吾は逝くなり仏のくにへ（辞世）

（いすれも処刑前日の手記、世紀七〇一～四頁）

藤中にとって、阿弥陀仏は彼の往生を仏国で待つものであるとともに、仏国への移行を導くコンボイでもあった。彼は永遠の親様・阿弥陀仏に抱かれる思いで安樂園へと旅立ったのである。

坂本順次①——前出（本稿二七頁）。五一年三月サイゴンで刑死。先に死刑宣告をも超越した例として挙げた坂本は、キリスト教信仰によってそのような境地に達することができたのである。

……確かに総てのものを限りなく恵み給ふ神は私の上にも正に極重悪人として死につけられん

とするこの身にも常に限りない恩寵を垂れ給うて私をしてその一日一日を心豊かに生きる事を得しめ給ふのであります。……

……唯今の私の心は、もはや死生の事になく、かの「わが去るべき時は近づけり。われよき戦闘をたゞかひ走るべき道程を果し、信仰を守れり。今よりのち義の冠冕わが為に備はれり、かの日に至りて正しき審判主なる主、これを我に賜はらん、啻に我のみならず凡てその顯現を慕ふ者にも賜ふべし」（テモテ後書第四章の七、八）といふ殉教者パウロの心そのまゝであります。

軍人として尽すべき努を十分に果し得た喜びと日本軍人として、その道の為に最後迄義を貫き得た心は何にもたとへがたい充ち足りたものであります。かくて私の人生は迫り寄る死の足音にも、その闇き臭ひにも今更迷はされる事なく唯一切を神に委ねて平安たるものであります。かの殉教者が赦される事を願はずして從容として人生終焉の時に臨んだ事、而も自らの信ずる道の為に一切を残りなく奉獻し得たる喜びに充ち神の国に召されん事を希ひつゝ口を殺す人の為にまで神の恵みのあらん事を祈りつゝその一生を終つた崇高な姿に思をはせつゝ自らの心に最後の修練をつとめて居る次第であります。……（父始め家族宛遺書、世紀五五三一四頁）

以上、遺書に記された信仰の跡を探し出してみると、そのケースは総数にたいして一割ほどの少數に止まる。しかし、遺書に表されなかつたのが他にいくらもあつて、信仰の例は実際にはもう少し多く

かつたに違いない。信仰はこれを求める戦犯死刑囚の心に平安を与え、極限状況のなかで彼らにセルフ・アイデンティティを保たせ、生から死へと移行するのを助けた。神や仏は彼らの手を引く移行のコンボイでもあったということができよう。刑死者の生と死を支えたものとして、死のコンボイ、生と死のコンボイに加え、信仰における移行のコンボイに注目したのである。

六、死生観と念願

最後に、刑死者の死生観と念願を遺書から探つてみよう。

(1)死生観

死生観は、あるていど以上的人生体験をもつた人が、死に臨んで語るものであろう。刑死者たちはおおむね二〇代の若さであったが、戦場体験を重ねた上に、戦犯容疑者として受けた厳しい取り調べ、これにつづく一方的報復的な死刑宣告、収容所での虐待、と苛酷な体験を重ね、黒髪も一夜で白髪となる断腸の苦しみを味わつた。彼らこそ、死生観を語る資格ありといってさしつかえない。まづ、短い人生を意義づける見方から紹介しよう。

坂本順次①——前出(本稿二七頁、六五頁)。キリスト教徒としての信念に生きた彼は、

……人生を如何に生き得たかといふ意義の有無は決してその生命の継続する長短には何の関係も無いものであると思ひます。祝福された生命を生き得た人はたとへその人間社会に於ける生命が短小な期間でありますても、むしろ天寿を全うした喜悦が充ち溢れるものであります。……
(父始め家族宛遺言、世紀五五三頁)

福田義夫①——前出(本稿五〇頁)。右の坂本と同じ陸士出の大尉である福田は、同一部隊に属して同じ事件に巻き込まれ、同じ刑場で同じ日に刑死した。彼の兄妹宛遺書には坂本の影響が窺われる思いがする。

……人生を造り、動かしてゐる運命、神の摂理があると思ひます。そこに真理がひそんでゐる
と信じます。

以上不肖の私がくどくど述べましたが、それも約二、三年の間、幽囚の間、苦惱苦難の果、世の虚構虚飾をかなぐり棄てた赤裸々な魂の叫びであり、体験であり、それは或は至らない思想であるかも知れませんが、私の人生の死生と真剣に取組んだ信念であります。

如何に死するかは、如何に生くるかに等しいと思ひます。立派に死に得る態度を以て人生を生くるとしたならば如何に美しい、立派な人生ではないでせうか。(世紀五六六七頁)

江草忠義③——前出(本稿一二頁、三二頁)。福田が提出した「如何に人生を生きるか」について、江草は遺書のなかで弟妹を諭してつぎのように言っている。

……兄は一足先に散つて逝く。後の事は一切を頼んだぞ。一言遺すが「終世尊王に生き尊王に死ねよ」。人は何の為に生れたるかを深く考へて見よ。君に尽す為に生れたるなり。……然らば君に尽すことは何か。各職責身分に応じ誠心誠意を尽くし生命を捧げまつることを信ずる。(遺書、世紀三二五頁)

江草は高小卒で今の呼称でいえば地方公務員に採用され、兵役に服して憲兵となつた人だから、優秀な役割人間であったのだろう。そこを見込まれて憲兵に抜擢され、誠心誠意任務を遂行した挙句に戦犯とされ、「何をかも捧げまつれよ君の為先立つ兄の心を繼ぎて」の辞世を遺して刑死した。

戦時教育の精華というにはあまりにも無惨である。

つぎに、人間一度は必ず死なねばならぬ、という死の不可避性についての観念を吐露した五例を並べておく。この観念に言及することによって死を受容しようとしたのである。

高橋豊治②——前出(本稿三五頁)。すべてを神に委ねてキリスト教信者になつた彼は、

……人間一度生を享ければ、一度は死にかへらねばなりません。考へ方によりては人間生れる時、既に死刑の宣告を受けてゐる様なものです。（絶筆、世紀五一八頁）

井上勝太郎②——前出（本稿六三頁）。彼は禪によつて安心立命の境地に達して、いた。

死といふものは直面するならば何人も冷静に迎へ得るものだ。我々が恐れてゐる死は抽象的な頭の中で考へてゐる死なのだ。死は何人も一度は迎へるのだ。言ひ換れば凡ての人が死刑囚なのだ。（死刑直前二八時間の記録、世紀七一五頁）

白木仁一③——前出（本稿二〇頁、三三頁、四六頁）。

……「生あるものは一度は必ず没す」。我家を出る時に、内地出発の時に、既に死を覚悟して來た私です。……（遺書、世紀四九九頁）

田中秀雄④——前出（本稿三〇頁、五六頁）。

……ドウセ人間一生必ズ一度ハ死ンデ行クノデスカラサウ思ツテ諦メテ下サイ。……(両親宛遺書、世紀三八六頁)

羽金輝世治⑤——前出(本稿二四頁、四〇頁)。

……老、病、死は人生の苦しむところながら人間一度生を受ければ即ち生者必滅一度は冥土への旅路を歩まねばなりません。(両親宛遺書、世紀三八八頁)

では、彼らは人生をどう捉えたか。一般論のように述べる場合でも、そこに刑死者たちの苦渋に満ちた歩みの総括があった。偶然、夢、時代に押し流される筏小舟、の三つを紹介しよう。

佐々木寿郎②——秋田県出身の陸軍中尉(学徒出身?)。西部ニューギニア・プラフィ地区で通敵行為の現地人を緊急軍令に基づき処刑させた責任を問われ、四八年一月ホーランディアで銃殺刑、二八歳。彼は約九カ年半各地を転戦し、華々しい死処を求めることが八回、それも遂に空しく、九回目に死に就くことになったと嘆いている。

凡テ人生ハ偶然ノ連続ナリ　歎苦悲喜ハ是レ煩惱ナリ(刑死前日の両親宛遺書、世紀二七五頁)

本多初治郎④——前出(本稿三〇頁、四五頁、五一頁)。

……一十七年の過去を振返れば何だか総ての想出が夢の様である。振返つた瞬間が夢から醒めた様な気持だ。そして又永遠に醒める事のない夢の境地に這入つてやぐのであらう。……(弟宛遺書、世紀二四一頁)

中村益視③——前出(本稿二二頁、五四頁)。

……拙い歌ですが益視の心中を御察し下さい。

大いなる時の流れの激しさに なにたまるべき箇の葉の舟(遺書、世紀一三五頁)

偶然、夢といい、また箇小舟という。別様の把握のようであるが、実は通底するものがあるといつてよいであろう。そういうえば、以上三つに分けて掲げた死生觀は、大体において、互いに排斥しあうというよりは、補完しあうところが多いということができるのではないだろうか。

(2)念願

小野哲①（前出）は、「死の近きを観念した人生と云ふものゝ一般の人生に比して何が違ふかと云へば希望皆無と云ふ一語に尽きる」（世紀五七三頁）と道破している。そこで将来についても、「只自然ニ化スルト言フ氣持ダケ」（原田国市②、世紀三八九頁）といつてよいのかもしれないが、死に臨んで念願するところがあつても不思議ではない。事実、先に紹介したように、魂魄となつて郷里の、あるいはあの世の親きょうだいと合一したいという念願は、きわめて切実なものがあつた。そのような念願を表明しなかつた刑死者のある者は、「護國」を念願し、さらに「復讐」を誓う者もあつた。

前田三郎③——日本大学卒の海軍中尉、石川県出身。四七年九月廣東で銃殺刑、二七歳。

ほね拾ふ友なき野辺にくちるとも 天翔けるたま國をまもらむ（世紀九四頁）

笠 邦義④——前出（本稿三三頁）。

……此ノ現身ハ何處ノ土トナリ果テヨウトモ我魂ハ直チニ天驅ツテ祖國ニ帰リ、護國ノ神ト化シテ永劫ニ國土ヲ護リマス。（遺言、世紀五六四頁）

岩広一二④——前出(本稿一三頁、三七頁)。

兄は敗戦の犠牲者として大陸の土となるが靈魂だけは必ず祖国に還り祖国を護る。……兄の死を歎くな。兄は七度はおろか千度も生れ變つて仇を討つ。……(妹宛遺書、世紀八五頁)

畠田 実^⑤——興亞専門学校卒の海軍嘱託、山梨県出身。終戦後インドネシア独立軍に加わり、オランダ軍当局者の官舎爆破未遂事件に関与して、四七年六月マカッサルで銃殺刑、二五歳。

身は縱ひ南の果てに朽ちぬとも 守らでおかじ大和島根を(遺書、世紀一五四頁)

高橋政義^⑥——興亞専門学校卒の海軍嘱託、福島県出身。ボルネオ・ラウット島コタバルで特務機関員として勤務した時の抗日団体にたいする検挙虐待を問われ、四八年九月バンジエルマシンで銃殺刑、二五歳。

……不滅ノ靈魂トナリテ、靖國ノ社ニ帰一致シマス。(母宛遺書、世紀一五〇頁)

小関正義⑤——北海道出身の海軍軍属。四七年七月メナードで銃殺刑、二五歳。

何も言ひ遺す事はありません。七度生れ変りて君國に尽さん。(世紀1137頁)

死してなお國を護るという念願は、掲出の例にかんする限り、エリート職業将校の遺書には見られず、かえつて囑託・軍属といった下級の人たちの遺書に見出されることは、一体何を意味するのであるか。護国を誓つた刑死者は眞実これを念願したと考へてもよいが、刑場に雄々しく立つためにはこの念願を堅持する必要があつたともいえる。その点、他に拠つて立ちうる支えのある刑死者は、あえて護国を口にしなかつたのではあるまいか。

七、むすび

小稿は、一九四〇年代に戦死、戦病死、刑死した広義の戦没者のうち、一二〇～一三一年生まれコウホートに属する人々について、彼らの遺書を資料として、ライフコース研究の発想をベースに、死の意味づけ、およびその生と死を支えたものを考察した。小稿の(下)に相当する本稿は、戦犯刑死者に焦点を絞つて資料を整理し、敗戦の犠牲者であり祖国再建の人柱であるという刑死の意味づけも、屈

折した奥行きをもつことを明らかにし、戦死者における死の意味づけのように割り切ることができないことを指摘した。これは、「名譽」の戦死にたいする刑死の「不名譽」に由来するものであろう。また、戦死にはタテマエとしての意味づけが用意されていて、当事者の真情が覆い隠されやすかつたのにたいし、刑死には当事者の苦悩が渦巻くからでもある。つぎに、彼らの生と死を支えたものとして、小稿（中）と同様に、死のコンボイ（道連れ）たる戦友、異処・異時ながら生と死のコンボイというべき家族、とくに親、とりわけ母親に注目するとともに、これらに加えて、生死移行のコンボイとしての仏、ならびに信仰・信念が重要な意義をもつことに言及したのである。

本稿において、私は刑死者の経歴別差異を予想して分析してみた。その結果、憲兵にはかなり明らかな特色があり、他のものもそれぞれ幾分色彩を異にするようと思われたが、処刑という生死の関頭に立つと、経歴差は後退して、むしろ個別の人間性があらわになるように観察された。

遺書処理の方法は、小嶋秀夫のいう「重ね焼き法」である。この方法は、刊行のために編集された遺書に記者の思念の全体が必ずしも表明されていないことはもちろん、表明されたものも思念全体のなかでもっとも重要なものが選ばれたとは限らない、という認識に立脚している。そして、もし思念の全体が記録されかつ刊行されたなら、共通の経歴の人々の遺書には共通の様相が認められるはず、という想定のもとに、遺書の内容をいわば項目別に整理し、異なる遺書の間で同じ項目の記録をつなぎあわして一つの像を構成しようとするものである。いま、全体を一つの資料プールと考えるなら、

戦犯刑死者という経歴は大経歴であり、それにたいして①ないし⑤の経歴別は小経歴といえよう。本文稿では、小経歴にも注目しながら大経歴について重ね焼きを試みたところ、小経歴ごとの差異よりも大経歴の特色が露になったといえるのである。もちろん、この点については今後より精密な考察が加えられなければならないだろう。

大経歴の特色とは、小稿（中）で取り扱った戦死者の遺書との比較において浮き彫りにされる特色である。それは、戦死者と戦犯刑死者との間に横たわる差異に他ならない。両者の差異は、ともに同じコウホールトに属するという理由で安易に一括することを拒否するほど大きいといってよいだろう。

視点を変えていえば、死者をわれわれのコウホールトに限定しなければ前者は百万単位で数える多数に上るのにたいして、後者は千人に満たず、前者の側の生き残りは数百万の多数であるのにたいして、後者の側のそれ（有罪の宣告を受けたが処刑されるに至らなかつた者）は五千人に達しない。このような單純な量的対比は、後者が嘗めた悲惨な経験の前に震んでしまうといわなければならぬにせよ、数百万の人口が経験した出来事は何千万人かの間接経験をともなつて歴史に確実な刻印を残す一方、数千人の経験は特別のケースとして歴史の中に埋没してしまう傾向があることに注目したいのである。前者の生き残りは戦場に果てたコンボイを背負いつつ戦後日本を形成したが、後者はその生き残りとともに戦後史から取り残され切り捨てられようとしている。

重ね焼き法についてなお一言附言しておきたいことは、重ね焼きのいわば効果のことである。重ね

焼きは単にモザイク的に一つの像を構成させるばかりでなく、重ねることによって読者の共感的理解を助ける。そして、共感的理解はモザイク像を一個のゲシュタルトに高めるのである。その意味において、共感的理解は本稿の方法といつてよいであろう。

共感的理解のためには、重ね焼きにたえる遺書を数多く集めることとともに、遺書の正しい読解が必要である。正しい読解のためにはいわゆる行間を読むのになればならず、正しく行間を読むには、遺書の記者についてその属性・経歴等を詳しく把握していることが必要である。私は、『世紀の遺書』に掲載された刑死者の略歴を参考し、またこれと同じ頃編纂された『戦争裁判の実相』からも若干の個人的資料を入手して活用した。⁽⁵⁾ それでも、刑死者の背景を知るために資料は決定的に不足しており、利用した程度の資料では行き届いた理解に達したと主張できるものでない。ここに小稿の覆いがたい欠陥があることを自認するものである。だが、小稿が取り上げた多数の戦没者々について、満足のいく参考資料を収集することは、もはや不可能に近いのではないだろうか。

資料の現状とさらなる収集の見通しは右に述べたとおりであるが、新田開発のような小稿の作業で資料が取りあえず問題別に配列されたあと、一部なりとも個別的な資料を追加して第二段の掘削を行い、分析をより精緻なものにする努力が求められことだろう。若い戦没者、とりわけ刑死者たちの研究を推進して、彼らの生と死を正しく現代史のなかに位置づけ、彼らの死を意義あらしめることが、生き残り世代が死者から付託された課題ではないかと思うものである。

戦犯刑死者の生と死

(注)

(1) 小嶋秀夫『子育ての伝統を訪ねて』新曜社、一九八九年、八四頁。

(2) 死のコンボイについては、森岡清美「死のコンボイ経験世代の戦後」『社会学評論』一六一号（一九九〇・六）、二二二一頁、を見よ。

(3) 巢鴨法務委員会編『戦争裁判の実相』一九五二年（復刻一九八一年、楳書房）、四三頁。

(4) 「ある戦犯死刑囚の手記」『朝日新聞』一九八七年四月一八日付。

(5) 同じ頃編纂刊行されたこの二冊の本にも、氏名の表記、階級その他、経歴の根本についてすら記述に食い違いがある。戦犯刑死者の事蹟がいかに顧みられることが少ないので、一つの傍証といえよう。本稿では、両者に食い違いがある時には『世紀の遺書』に拠ることにした。

（一九九〇年一月三一日稿）